

意見陳述書

令和7年10月14日

福島地方裁判所 民事部 御中

原告 長岡 裕子

1 はじめに

原告の長岡裕子と申します。私は、いわき市で生まれ育ち、現在は、湯本駅前で洋菓子店を営んでいます。

私は一般市民ですので、行政事業や法律について特別な知識があるわけではありません。しかし、今日の前で進行している再開発事業が、あまりにも当事者である市民を置き去りにした不公正な手続きに基づいて進んでいる状況を看過することができず、今回の提訴に至りました。

2 本件提訴に至るきっかけ

令和5年の年明け頃、私は、地元で進んでいる常磐湯本再開発事業についての不穏な噂を聞きました。そこで、いったいどこで何が起きているのか知りたいと思い、伝手をたどってこの年の2月に実施された「いわき湯本温泉ブランド戦略地域ワークショップ」に初めて参加しました。このワークショップへの参加が、私が本訴訟を提起するに至るきっかけでした。

そのワークショップは、主催者や参加者が不明瞭であり、議事録もないという、極めて不透明な運営がなされていました。さらに、その

場の進行を担っていたコンサルタントが地元街づくり会社設立の重要性を強調し、参加者の承認を誘導する様子にも、違和感を抱きました。

驚くべきは、その場に20名以上とも見られるいわき市職員が参加していたにもかかわらず、彼らはこの不透明な進行を黙認していたことです。後日、私は情報開示請求等によって、このワークショップがいわき市からの委託業務であったことを知りました。

さらに、4月26日の3回目に参加したワークショップの終盤には、突然、まちづくり団体がまちづくり会社設立の告知を行いました。ここでは、参加者からの質問は一切受け付けられないままでした。そして後日、私が次回のワークショップに参加する意向も拒否されてしまいました。

その後、この設立された会社が、行政業務の受託をするための会社であると知るに至りました。この会社が、本訴訟でいわき市長が契約相手に選んだ「株式会社ふらゆもり」です。

### 3 これまでの経過～情報公開の壁と行政の閉鎖性～

ワークショップに参加して感じた違和感、疑問、不安を解消したいと思い、私は行政情報開示請求を開始し、無料の法律相談サービスも利用しましたが、当初は問題点を明確に言語化するまでに至りませんでした。

再開発に関する進め方への強い危機感を拭えなかった私は、引き続き行政情報開示請求等と同時に、独自に調査を進めました。

提訴に至るまでの間、担当職員への質問や、市議を介した議会での一般質問を通してオープンな説明を求めてきました。それにもかかわらず、行政は説明責任を十分に果たしてはくれませんでした。

また、湯本駅周辺土地区画整理事業における福島県知事への意見書提出と、これに基づく福島県都市計画審議会での口頭意見陳述の機会においても、本訴訟と同じ懸念を訴えてまいりました。こちらから要請し開催された住民説明会においても、質問を投げかけ続けました。

それにもかかわらず、多くの関係住民からの問題の指摘や意見は無視され続けました。私がエビデンスを提示しつつ問題を指摘しても無視され、他の自治体での実績がある低予算の代替案の提示も頑なに無視されました。これは、パートナーシップ協定を締結する団体に所属しない市民個別の意見や提案には聞く耳を持たない、という行政の姿勢が明確に表れていると感じております。

そんな中私は、説明を求めると口を閉ざして下を向く職員や、「まあそうなんですけど・・・」と言葉を濁す職員の姿を目にしてきました。また、本訴訟に先立つ住民監査結果において、監査委員の事実調査に対して市の職員がした説明と、私が実際に受けた説明とが異なる箇所もあり、職員の発言にも一貫性がないこともありました。昨今の公益通報制度に関する心もとないニュースを思い返すと、今のいわき市の行政も、職員自身が疑問を持っていてもそれを表に出せないような状況なのではないかと憂慮してしまいます。

またいわき市には、情報開示請求を行える人を市民や市内に通勤・通学する人等に限る規定があります。これは他の自治体に比べると情報開示に関する権利者条件が厳しいため、外部の目が届きにくい閉鎖的な環境にあるとも感じています。

#### 4 行政の不公正の是正

別の意見や問題の指摘の頑ななまでの無視、そしてまちづくりの議論における不公正を目にしていると、この事業が、本当に湯本地域住

民、ひいてはいわき市民全体にとっての利益を目指したものなのか疑問に思います。また、こうした特定の団体との随意契約によって事業を進めていく行政の在り方は、格差を拡大し、小規模事業者や優良な技術者の消失につながってしまうのではとも懸念しています。

本訴訟を提起した動機には、昨今問題とされている地方自治体の政策とまちづくりコンサルとの在り方を含め、いわき市で実際に行われている契約の違法性を明らかにして、その全体の奉仕者たる行政としての運営の是非を問いたいという点があります。

公共事業の民間業務委託に関する制度は不正に陥りやすい脆弱性がしばしば示されているように見えます。事実、ここ福島県においても、昨年国見町で「企業版ふるさと納税」の制度を使った寄付金還流の疑惑が持ち上がり、事業者選定に問題があったと百条委員会が示した事例がありました。

とりわけ、今回のように行政が私企業設立を誘導し、その企業への公共事業の業務委託が認められるとなれば、公金を使った政治資金の捻出が容易になってしまうおそれもあり、更なる不正が起りやすくなることも考えられます。

本訴訟は、行政がこうした制度を恣意的に活用し、いわゆる税金の無駄遣いや、市民の信頼を毀損することのないように、不正の抑止となることを強く願うものです。

## 5 この場に立つ決意

私はこれまで、この再開発手続に関する調査を進めてきました。これまで調べ、問いかけ続けてきた私が行動を起こさなければ、この問題は無かったことにされるか、あるいは繰り返されてしまうだろうと思ひ至り、必死に住民監査請求を行いました。

この監査請求が、いわき市においては実に15年ぶりであったことを知りました。住民監査請求は棄却されましたが、まちづくりの疑念も解消されないままに、こうした市政の問題を明らかにする機会を逃すわけにはいかないと考え、今回、住民訴訟を提起しました。

裁判官の皆様におかれましては、本件訴訟の背景にある、いわき市行政の閉鎖性と、制度運用における財務の不透明性に着目していただき、市民の信頼回復のため、歪められた規範を正す公正なご判断を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以 上